平成２３年（フ）第４８６号
相模原市中央区富士見４丁目８番９号　メゾン富士見202
債務者　吉浦　直子
1　決定年月日時　平成23年10月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第４１９号
静岡県伊豆の国市田京298番地の１
債務者　伊橋　洋子
1　決定年月日時　平成23年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第１２７７号
京都市伏見区舞台町44番地３松本ビル302、申立時の住所京都市伏見区石田大山町72番地醍醐病院内
債務者　福岡　千幸
1　決定年月日時　平成23年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１４１４号
京都市西京区上桂大野町23番地28　シャトー上桂105号
債務者　新井　正憲
1　決定年月日時　平成23年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１４６４号
京都市伏見区納所妙徳寺20番地８　岸荘６号室
債務者　向江　清徳
1　決定年月日時　平成23年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第３７号
京都府舞鶴市鹿原西町200番地15
債務者　畑本　康永
1　決定年月日時　平成23年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２３年（フ）第１１２２号
堺市南区槇塚台３丁１番24―901号、前住所堺市美原区北余部540番地31
債務者　木村　繁雄
1　決定年月日時　平成23年10月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１２３０号
大阪府高石市東羽衣７丁目６番６号
債務者　塩路　麻理
1　決定年月日時　平成23年10月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１２７１号
堺市南区槇塚台１丁10番４―201号
債務者　北株佐津子
1　決定年月日時　平成23年10月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１３０９号
堺市中区平井1055番地14、住民票上の住所堺市中区八田寺町291番地182
債務者　末續　　潔
1　決定年月日時　平成23年10月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１３４７号
堺市北区百舌鳥本町１丁41番地２
債務者　濱田　　勇
1　決定年月日時　平成23年10月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第７０号
兵庫県加東市上中３丁目77番地　コートヴィラ105号
債務者　森　　一茂
1　決定年月日時　平成23年10月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２３年（フ）第２５号
香川県三豊市財田町財田中985番地
債務者　天野　富一
1　決定年月日時　平成23年10月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで
高松地方裁判所観音寺支部

平成２３年（フ）第４０号
香川県観音寺市大野原町大野原2405番地
債務者　池田百合子
1　決定年月日時　平成23年10月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで
高松地方裁判所観音寺支部

平成２３年（フ）第９７号
北海道岩見沢市５条東４丁目１番地
債務者　浦田　和良
1　決定年月日時　平成23年10月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月21日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２３年（フ）第９９号
北海道岩見沢市幌向南４条１丁目249番地６
債務者　大関　啓司
1　決定年月日時　平成23年10月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月21日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２３年（フ）第１００号
北海道岩見沢市幌向南４条１丁目249番地６
債務者　大関美奈子
1　決定年月日時　平成23年10月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月21日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２３年（フ）第１０１号
北海道岩見沢市かえで町３丁目２番１―202号　第３かえで団地１号棟
債務者　水野　美絵
1　決定年月日時　平成23年10月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月21日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部